

社会福祉法人尼崎稲葉園

役員および評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人尼崎稲葉園(以下、「この法人」という。)の定款第9条および第23条の規定に基づき、役員および評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 理事および監事を役員とし、評議員と併せて役員等という。
- (2) 理事長は常勤理事とし、この法人を主たる職務執行の場として、月平均4日以上業務にあたる。
- (3) 役員のうち、常勤以外の者を非常勤役員という。
- (4) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員等に対し職務執行の対価として、報酬を支給することができる。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬は支給しない。

(報酬の額の算定方法)

第4条 この法人の役員等に対する報酬の額は、当該各号に定める範囲内で、評議員会において定める。

- (1) 常勤理事 別表①に定める額
- (2) 非常勤役員 別表②に定める額
- (3) 評議員 別表③に定める額

2 常勤理事の報酬の算定期間は、当月1日から当月末日までとする。

(報酬の支給方法)

第5条 常勤理事の報酬は、毎月25日に支払うものとする。ただし、支給日が土日、祝祭日に当たる場合は、この法人の給与規程第7条の規定に準じ支払うことができる。

- 2 非常勤役員および評議員に対する報酬は、理事会または評議員会への出席等法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬は、現金により本人に支給する。
- 4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、この法人の給与規程中の旅費に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てるものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を受けて行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表① 【常勤理事の報酬】

名 称	報酬の額（月額）
理事長業務報酬	50,000 円

別表② 【非常勤役員の報酬】

区 分	報酬の額（日額）
理事会への出席	6,000 円
監事監査への出席	6,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	4,000 円

別表③ 【評議員の報酬】

区 分	報酬の額（日額）
評議員会への出席	6,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	4,000 円

報酬総額の算定の考え方

●評議員

報酬総額は、評議員定数7名で算定し、定款第8条において224,000円を限度として定めている。

その算定根拠は、下記の表のとおりである。

※各年度の総額の想定

評 議 員				
	報酬単価	員数	回数	合計
評議員会出務	6,000円	× 7人	× 4回(定時評議員会1回+臨時3回)	= 168,000円
その他の出務	4,000円	× 7人	× 2回	= 56,000円
合 計				224,000円

●理事・監事

現行の報酬総額は、理事6名監事2名で算定し、定款第21条において524,000円を限度として定めている。

その算定根拠は、下記の表のとおりである。

理 事 ・ 監 事				
	報酬単価	員数	回数	
理事会出務	6,000円	× 8人(理事6人+監事2人)	× 6回(定例3回+臨時3回)	= 288,000円
監事監査出務	6,000円	× 3人(監事2人+理事長1人)	× 2回(定例1回+臨時1回)	= 36,000円
その他の出務	4,000円	× 50人((1ヶ月に3回×12ヶ月=36人)+その他14人)		= 200,000円
合 計				524,000円

このたび、理事長が月平均4日程度、法人施設運営の職務執行のため出務することとなるため、下記表の通り理事長出務報酬を新設し、また、理事会出務、監事監査出務に算定する員数を見直すこととする。

理 事 ・ 監 事				
	報酬単価	員数	回数	
理事長業務報酬	50,000円(1ヶ月)	× 1人	× 12ヶ月	= 600,000円
理事会出務 ※1	6,000円	× <u>6人</u> (理事 <u>4人</u> +監事2人)	× 6回(定例3回+臨時3回)	= <u>216,000円</u>
監事監査出務 ※1	6,000円	× <u>2人</u> (監事2人)	× 2回(定例1回+臨時1回)	= <u>24,000円</u>
その他の出務 ※2	4,000円	× <u>65人</u> ((1ヶ月に3回×12ヶ月=36人)+その他 <u>29人</u>)		= <u>260,000円</u>
合 計				<u>1,100,000円</u>

※1 常勤理事(理事長)および理事で法人職員を兼務する者(施設長)は、理事会・評議員会・監事監査への出務に対する報酬を支給しない。

※2 その他の出務が増加する場合を想定し、員数(回数)を増やす。